

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月11日
【会社名】	株式会社オオバ
【英訳名】	OHBA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 辻本 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
【電話番号】	代表 03-5931-5888
【事務連絡者氏名】	常務執行役員企画本部長 片山 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
【電話番号】	代表 03-5931-5888
【事務連絡者氏名】	常務執行役員企画本部長 片山 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社オオバ東京支店 （東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号） 株式会社オオバ名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号） 株式会社オオバ大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年8月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することに関する臨時報告書を提出いたしましたが、発行価額の総額、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が2026年9月10日に確定し、発行価額の総額が企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額を下回ったため、当該報告書を取り下げるものであります。

2【訂正事項】

2026年8月26日提出の当社取締役、執行役員及び理事に対するストックオプションとして新株予約権の発行を行うことに関する臨時報告書を取り下げます。

(ご参考)

- ・2026年9月10日に確定した発行価額の総額
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
当社普通株式1株当たり939円
新株予約権の発行数
合計820個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株）
発行価額の総額
76,998,000円（939円×820個×100株）
- ・臨時報告書を提出しなければならない場合として企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額
発行価額の総額が100,000,000円以上

なお、2026年8月26日に提出した当社取締役、執行役員及び理事に対するストックオプションとして新株予約権の発行を行うことに関する臨時報告書は、本臨時報告書の訂正報告書の提出により取り下げることとなりますが、当該新株予約権を会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに2026年8月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行することに変更はありません。